

20230215 上田 勉

東電旧経営陣、二審も無罪 原発事故強制起訴、大津波予見できず（東京高裁控訴審判決）

「東京電力福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴され、一審で無罪となった東電の勝俣恒久元会長（82）ら旧経営陣3人の控訴審判決公判は18日、東京高裁で開かれ、細田啓介裁判長は一審東京地裁に続き3人に無罪判決を言い渡した。細田裁判長は「合理的に大津波の襲来を予見できず、原発の運転を止める注意義務は認められないとした一審判決は妥当だ」とした。検察官役の指定弁護士は「判決は到底容認できない」とし、上告するか検討する。被告は勝俣氏のほか、武黒一郎元副社長（76）、武藤栄元副社長（72）。

原発への巨大津波の襲来が予見できたかなどが争点だった。細田裁判長は判決理由で、国の地震予測「長期評価」について「大津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような情報とは認められない」と判断。その上で土木学会に検討を委託することを決めた武藤氏の判断に「不合理はない」と結論付けた。武黒氏、勝俣氏も「敷地高を超える津波が襲来する現実的な可能性を認識していなかった」とした。

裏切られた期待「2度にわたり地獄に」 原発事故強制起訴判決

午後2時過ぎ、東京高裁前。「全員無罪 不当判決」の紙が掲げられると、関係者からは「ふざけるな」「許せない」と怒号が飛んだ。「2度にわたり地獄にたたき落とされた気分だ」。双葉病院に入院していた父健蔵さん＝当時（99）＝を亡くし、大熊町から水戸市に避難した菅野正克さん（78）は法廷で判決内容に耳を傾けた。裁判記録をノートに書き留め続けてきたが、この日は「控訴棄却」との主文が読み上げられた瞬間、期待を裏切る判決にメモを取る手が止まった。判決理由の読み上げでは、検察官役の指定弁護士の主張を否定する言葉が繰り返され「被害者のことは念頭にないと感じた」。被告2人に目をやると「無罪は当然だ」という表情に見えた」という。なぜ父親は死ななければならなかったのか。真実が知りたい一心で一審から傍聴を重ねてきたが、その答えは分からないまま控訴審の判決公判は幕を閉じた。菅野さんは「この判決では亡くなった人が浮かばれない」と力なく話した。

高裁前で「全員無罪」の紙を掲げた福島原発刑事訴訟支援団の古川好子さん（59）は「これほどたくさんの方が被害を受けているのに、たった44人の過失致死の責任さえ認めないなんて」と憤った。自身も避難先で父親が命を落とし、今でも「原発事故がなければ」との思いが消えない。「今後のことにも関わるので、これからも責任の所在を追及していきたい」と力を込めた。（「福島民友新聞」2023年1月19日付け）

■判決の骨子 ・国の地震予測「長期評価」は巨大津波の現実的な可能性を認識させる情報だとは認められない

- ・原発の運転を停止する義務を課すほどの予見可能性はなかった
- ・防潮堤設置や浸水対策でも事故は回避できなかった
- ・後知恵によるバイアスを排除し、当時の知見を前提にすれば、無罪とした一審は相当

「朝日新聞」2023年1月19日付け



【(左から) 東京電力の勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長】



【東京高裁判決を受け、「全員無罪」と書かれた紙を掲げる福島原発刑事訴訟支援団のメンバー＝18日午後2時10分、東京高裁前】

問 原 発 事 故 の 責 任 が 問 わ れ た 訴 訟 争 点	刑事		民事	
	東電旧経営陣の強制起訴		避難者らの集団訴訟	東電株主代表訴訟
	東京地裁判決 (2019年9月)	東京高裁判決 (2023年1月)	最高裁判決 (2022年6月)	東京地裁判決 (2022年7月)
	無罪	無罪	国の責任否定	13兆円賠償命令
国の地震予測「長期評価」の信頼性	客観的な信頼性、具体性には疑いが残る	津波襲来の現実的可能性を認識させる情報ではない	明確に判断せず	相応の科学的な信頼性があった
巨大津波を予見できたか	運転停止が義務づけられるほどの予見可能性はなかった		明確に判断せず	予見できた
原発事故と回避できたか	原発の運転を停止するしかなかった	運転停止以外の措置を講じても回避できなかった	防潮堤を設け置いても回避できなかった	建屋や機器の浸水対策で回避できた

【原発事故の責任が問われた訴訟「朝日新聞」2023年1月19日付け】

【東京高裁】

※検察官側の①津波予測の関係者の証人尋問、②裁判官の現地調査 の要望を採用せず

※わずか3回の開廷で結審、東京地裁の“不当判決”を追従

※3被告人の年齢を考慮して、検察官側は懲役ではなく、労務作業がない禁固刑を求刑

東京電力福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された勝俣恒久元会長(82)ら東電旧経営陣3人を無罪とした18日の東京高裁判決を不服として、検察官役の指定弁護士側は1月24日、最高裁に上告しました。